全国健康保険協会定款の一部変更について



令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

(単位:%)

	人 和 E 左 庄	人 和 6 左座	
	令和 5 年度	令和6年度	変化分
	(a)	(b)	(b) - (a)
全 国	10.00	10.00	0.00
北 海 道	10.29	10.21	▲0.08
青森	9.79	9.49	▲0.30
岩 手	9.77	9.63	▲ 0.14
宮城	10.05	10.01	▲0.04
秋 田	9.86	9.85	▲0.01
山 形	9.98	9.84	▲0.14
福島	9.53	9.59	+ 0.06
茨 城	9.73	9.66	▲0.07
栃 木	9.96	9.79	▲ 0.17
群馬	9.76	9.81	+ 0.05
埼 玉	9.82	9.78	▲0.04
千 葉	9.87	9.77	▲0.10
東京	10.00	9.98	▲0.02
神奈川	10.02	10.02	0.00
新潟	9.33	9.35	+ 0.02
富山	9.57	9.62	+ 0.05
石 川	9.66	9.94	+ 0.28
福井	9.91	10.07	+ 0.16
山 梨	9.67	9.94	+ 0.27
長 野	9.49	9.55	+ 0.06
岐 阜	9.80	9.91	+ 0.11
静岡	9.75	9.85	+ 0.10
愛 知	10.01	10.02	+ 0.01

	令和5年度	令和6年度	変化分	
	(a)	(b)	(b) – (a)	
三重	9.81	9.94	+ 0.13	
滋賀	9.73	9.89	+ 0.16	
京都	10.09	10.13	+ 0.04	
大 阪	10.29	10.34	+ 0.05	
兵 庫	10.17	10.18	+ 0.01	
奈 良	10.14	10.22	+ 0.08	
和 歌 山	9.94	10.00	+ 0.06	
鳥取	9.82	9.68	▲0.14	
島根	10.26	9.92	▲0.34	
岡山	10.07	10.02	▲0.05	
広島	9.92	9.95	+ 0.03	
山口	9.96	10.20	+ 0.24	
徳島	10.25	10.19	▲0.06	
香 川	10.23	10.33	+ 0.10	
愛 媛	10.01	10.03	+ 0.02	
高知	10.10	9.89	▲0.21	
福岡	10.36	10.35	▲0.01	
佐 賀	10.51	10.42	▲0.09	
長崎	10.21	10.17	▲0.04	
熊本	10.32	10.30	▲0.02	
大 分	10.20	10.25	+ 0.05	
宮崎	9.76	9.85	+ 0.09	
鹿児島	10.26	10.13	▲0.13	
沖縄	9.89	9.52	▲0.37	

令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

	支部数	令和5年度保険料率				令和5年度保険料率		
		からの変化分			支部数	変化分	からの変	
		金額(円)	料率 (%)			金額(円)	料率 (%)	
22	2	▲ 15	▲0.01		1	+ 420	+ 0.28	
	2	A 30	▲0.02		1	+ 405	+ 0.27	"
	3	A 60	▲0.04		1	+ 360	+ 0.24	"
	1	▲ 75	▲0.05		2	+ 240	+ 0.16	"
	1	A 90	▲0.06		1	+ 195	+0.13	ľ
	1	▲105	▲0.07	24	1	+ 165	+0.11	"
	1	▲ 120	▲0.08		2	+ 150	+0.10	"
	1	▲ 135	▲0.09		1	+ 135	+ 0.09	"
	1	▲ 150	▲0.10		1	+120	+ 0.08	"
	1	▲195	▲0.13		3	+ 90	+ 0.06	ľ
	3	▲210	▲0.14		4	+ 75	支部 + 0.05	大阪:
	1	▲ 255	▲0.17		1	+ 60	+ 0.04	
	1	▲315	▲0.21		1	+ 45	+ 0.03	Ī
	1	4 50	▲0.30		2	+ 30	+ 0.02	ľ
	1	▲ 510	▲0.34		2	+ 15	+ 0.01	ľ
	1	▲ 555	▲0.37		1	0	0.00	ľ

- 注1.「+」は令和6年度保険料率が令和5年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 - 2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

【支部長意見】

●令和6年度大阪支部保険料率10.34% (令和5年度保険料率10.29%から引き上げ)

1. 意見の要旨

大阪支部の令和6年度保険料率を令和5年度保険料率10.29%から0.05%引き上げ、10.34%とすることについて、やむを得ないと考えます。

また、保険料率の変更時期について、令和6年4月納付分からで可と考えます。

2. 理由等

資源価格の上昇や円安の進行による物価高が続いており、中小企業が多く所在する大阪の経営者および従業員、またそのご家族の生活に大きな影響を与えている中で、すでに平均保険料率を超え、昨年も引き上げになったにも関わらず、さらに 0.05%の引き上げをお願いせざる得ないことについて大阪支部としては断腸の思いです。

しかしながら、中長期的視点での、財政運営を勘案し、運営委員会での議論の集約におけるプロセスの中で平均保険料率の10%維持が決定し、それを前提とする都道府県単位の保険料率決定であり、大阪支部の料率が示されたものと理解できますので、令和6年度保険料率を10.34%とすることについて、やむを得ないと考えます。